

【重要】

「学生支援緊急給付金給付事業」の選考・推薦にあたり、特に御留意いただきたい内容について、御連絡済の内容も含め周知するものです。引き続き本事業の実施につき御協力をお願いします。

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 5 日

各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）
に係る学生等の選考にあたっての留意点について（依頼）

平素は文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業（令和2年5月19日閣議決定）については、各専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）に御協力をいただきながら、事業を進めているところです。

本事業は、特に家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている生徒で、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による当該アルバイト収入の大幅な減少等により、専門学校での修学の継続が困難になっている者に対し、現金を給付することで支援を行うものです。

こうした本事業の趣旨も踏まえ、今回、本事業の選考・推薦にあたり、各専門学校に御留意いただきたい事項について、改めて以下のとおりお知らせします。各専門学校におかれては、選考・推薦の事務を進めるにあたり、十分御留意願います。

各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、本件について必ず周知されるようお願いいたします。

（1）生徒の選考について

現在、各専門学校には、6月19日を一次推薦の締切として、日本学生支援機構への推薦リスト提出をお願いしているところです。また、今後、配分額を追加で提示するとともに

に、二次推薦を実施する予定です。

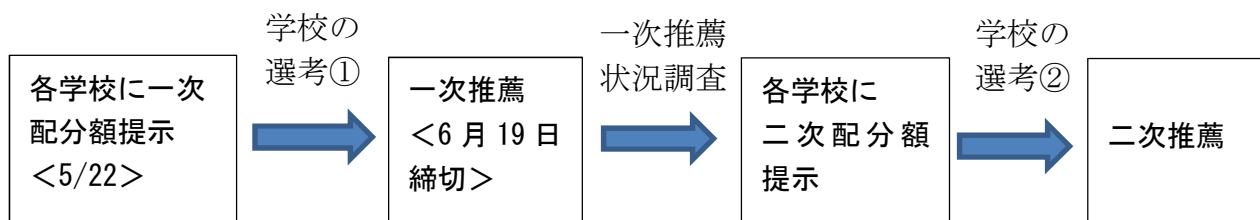
これらの点を踏まえ、各専門学校の1回目の配分額を超える者につきましては、明らかに対象外と判断される場合を除き、選考外とせず、「保留」としていただきますようお願いいたします。これらの「保留」とした者については、二次推薦に向けて改めて選考をお願いいたします。

上記の点については、5月29日付事務連絡において周知したところですが、各専門学校におかれては、改めて御留意いただくとともに、推薦状況等の2次調査(6月22日(月)12時締切)について、必ず期限までに回答いただくよう、引き続き御協力をお願いいたします。なお、調査項目の一部が修正されておりますので、回答済の学校におかれては、大変恐縮ですが、再度入力をお願いいたします。

【回答方法】以下のURLから回答すること。

<https://pf.mext.go.jp/admission/kinkyukyuhukintyousa2.html>

(参考) 今後のスケジュールのイメージ



※各学校は選考の上、給付金を支給すべき者の推薦リストを日本学生支援機構に提出

(2) 二次推薦の周知について

(1) にあるとおり、今後、各専門学校に二次配分額を提示するとともに、二次推薦を予定しているところです。

各専門学校におかれては、一次推薦に向けた学内の締切を設定していると承知してはいますが、締切後に申請があった学生等に対しては、二次推薦に向けた申請を案内するなど、本事業の趣旨に鑑み、柔軟な対応をお願いします。

(3) 選考にあたっての要件について

事務処理要領における「対象者の要件に関すること」において、本事業の要件として、

1. 以下の①～⑥、留学生等は①～⑤及び⑦を満たす者

(①～⑦：略)

2. 上記1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

とお示ししているところです。2. にあるとおり、各専門学校において、生徒の自己申告状況に基づき総合的に判断いただき推薦する仕組みとなっております。各専門学校の審査に際しては、生徒へのヒアリングなどを通して、実情に寄り添った形で審査・判断いただ

きますようお願いいたします。

以上の点に御留意の上、選考を進めていただきますようお願いいたします。また、当該取扱いについて、文部科学省ウェブサイトの「学校関係者の皆様向けページ」の事務処理要領Q&Aを更新しておりますので、御確認ください。

(4) 生徒等の相談窓口について

生徒等からの相談に丁寧に対応するため、文部科学省ウェブサイトの「学生の皆様向けページ」に問合せ先を掲載し、生徒等からの問合せにも対応しているところです。

各専門学校におかれては、こうした点や(2)で述べた二次推薦の周知も含め、生徒等への適切かつ十分な情報提供について、引き続き丁寧に御対応いただきますようお願いいたします。

(参考)「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』～ 学びの継続給付金 ～
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

(本件問合せ先)

電話：03-5253-4111 (代表)

※ お問合せの際は、交換手に「専門学校生への緊急給付金についての問合せ」と御説明ください。